

令和7年9月2日からの大雨災害に係る五城目町被災者生活支援特別給付金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、令和7年9月2日からの大雨災害（以下、「大雨災害」という。）により、床上浸水及び床下浸水等の被害を受けた世帯の生活を支援するため、予算の範囲内において五城目町被災者生活支援特別給付金（以下、「特別給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大雨災害 災害救助法の適用を受けた令和7年9月2日からの大雨による災害（法適用日：令和7年9月2日）をいう。
- （2）住家 居住の用に供している家屋をいう。
- （3）床上浸水 住家の床より上に浸水したもの及び土砂等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
- （4）床下浸水 床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

（支給対象）

第3条 特別給付金の支給対象は、法適用日に町内に住所を有した者であって、大雨災害により住家被害を受けた世帯（以下、「被災世帯」という。）であり、次の各号に掲げるものとする。

- （1）床上浸水世帯
- （2）床下浸水世帯
- （3）前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める世帯

（支給金額）

第4条 特別給付金の額は、別表のとおりとする。

（支給申請）

第5条 特別給付金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、五城目町被災者生活支援特別給付金支給申請書（兼請求書）（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和7年11月28日（金）午後5時までに行わなければならない。

（支給決定）

第6条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、関係書類の審査及び必要な調査等を実施し、特別給付金を支給すべきものと認めたときは、その支給を決定するものとする。この場合において、特別給付金の支給を決定したときは、特別給付金の支払いをもって支給決定通知に代えるものとし、特別給付金を支給しないことを決定したときは、五城目町被災者生活支援特別給付金不支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(特別給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により特別給付金の支給を受けた者が
あると認めるときは、その者から支援金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用し、令和8年3月
31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

令和7年9月2日からの大雨災害に係る五城目町被災者生活支援特別給付金

住家被害判定区分	支給金額
床上浸水（持家）	100,000円
床上浸水（借家）	50,000円
床下浸水（持家）	30,000円

その他、町長が特に必要と認めたものについては、100,000円を上限として支
給する。